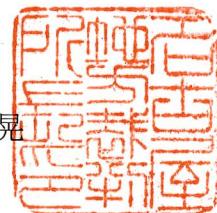


名地裁総第214号

令和5年3月9日

山中理司様

名古屋地方裁判所長 吉村典晃



司法行政文書不開示通知書

2月3日付け（同月7日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、
下記のとおり開示しないこととしましたので、通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

裁判官の人事評価に関してインターネット上の情報をどのように利用すること
になっているかが分かる、名古屋地裁作成の文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載さ
れた日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出を
することができます。

（担当）総務課 電話052（203）9802